

鹿屋市勤労者交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

鹿屋市勤労者交流センター条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第170号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定にかかわらず、鹿屋市勤労者交流センターグループ等登録要領（平成23年4月1日制定）第1条に規定するグループ等が、同要領第3条第1号の活動計画書（同要領別記第2号様式）を館長に提出し、受理された場合は、前項の使用許可があったものとみなす。

第8条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第5条第3項の規定により使用許可があったグループ等が主催して使用する
場合 1月に3回を限度として使用料を免除

第12条中「第8条第3号」を「第8条第4号」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。